

利用料表（概算）

神港園しあわせの家ショートステイ
令和6年8月1日
単位（円）

I 介護保険サービス利用料

要介護度	サービス種別	介護保険基本金額					
		1割負担の場合		2割負担の場合		3割負担の場合	
		1日	10日	1日	10日	1日	10日
支援1	従来型個室	481	4,808	962	9,616	1,443	14,423
	多床室						
支援2	従来型個室	598	5,981	1,196	11,961	1,794	17,941
	多床室						
介護1	従来型個室	643	6,428	1,286	12,856	1,929	19,284
	多床室						
介護2	従来型個室	717	7,164	1,433	14,327	2,149	21,491
	多床室						
介護3	従来型個室	795	7,942	1,589	15,884	2,383	23,826
	多床室						
介護4	従来型個室	869	8,688	1,738	17,376	2,607	26,064
	多床室						
介護5	従来型個室	943	9,424	1,885	18,847	2,827	28,271
	多床室						

II 居住費及び食費

段階	年間所得金額	種別	居住費		食費	
			1日	10日	1日	10日
1	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	従来型個室	380	3,800	300	3,000
		多床室	0	0		
2	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間で80万円以下の方	従来型個室	480	4,800	600	6,000
		多床室	370	3,700		
3①	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間で80万超120万円以下の方	従来型個室	880	8,800	1,000	10,000
		多床室	370	3,700		
3②	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間で120万円超の方	従来型個室	880	8,800	1,300	13,000
		多床室	370	3,700		
4	・上記以外の方	従来型個室	1,231	12,310	1,650	16,500
		多床室	950	9,500		

※食費内訳 朝食：320、昼食：720、夕食：610 計1,650/日

III その他のサービス利用料

	サービス項目	内容	頻度	金額
1	ホーム喫茶	施設内ホーム喫茶における、珈琲、お茶、おやつ等の料金	1回	実費
2	各種クラブ活動	各種クラブ活動に必要な備品購入等にかかる料金	1回	実費
3	日常生活消耗品	基本提供以外の個人用消耗品にかかる料金	1回	実費
4	日帰り旅行	日帰り旅行にかかる料金	1回	実費

※Ⅰ・Ⅱ・Ⅲにおいて該当する部分の合計額が個人負担額の概算金額となります。

IV その他の実費サービス

	サービス項目	内容	頻度	金額		
1	理美容	カット・パーマ・ヘアマニキュア等の理美容にかかる料金	1回	カット	顔そり	カラー
				1,800	650	7,000
2	医療費等	診療・薬代		実費		

※金額は、税込み金額となります。

介護保険サービス 加算項目説明

単位（円）

V 介護保険サービス利用料 体制加算（施設の体制として加算されるもの）

加算名称	日額			内容
	1割負担	2割負担	3割負担	
看護体制加算Ⅰ	5	9	13	一定の基準の配置条件を満たす場合
看護体制加算Ⅱ	9	17	26	一定の基準の配置条件を満たす場合
夜勤職員配置加算Ⅲ	16	32	48	夜勤を行う介護職員の数が必要な配置要件を満たす場合
機能訓練体制加算	13	26	39	機能訓練指導員の職務に従事する看護師等の職員を1名以上配置している場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ	24	47	71	介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が80/100以上配置されている場合
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	基本単位＋各加算に140/1000を乗じた単位数により計算された額の1割～3割			

VI 介護保険サービス利用料 個別加算（個別の利用者ごとに加算されるもの）

加算名称	日額			内容
	1割負担	2割負担	3割負担	
若年性認知症利用者受入加算	128	256	384	一定の基準を満たす施設において、若年性認知症利用者を受け入れた場合
緊急短期入所受入加算	96	192	288	必要性において緊急短期入所の受入を行った場合（入所日から最長14日間）
加算名称	1回			内容
	1割負担	2割負担	3割負担	
送迎加算	197	393	589	入所者・家族の事情により送迎を行うことが必要と認められる場合において、利用者自宅と事業所間の送迎を行う場合（片道）
療養食加算	25	49	74	疾病治療のために、医師の指示に基づいた内容の食事を提供した場合

概算利用料金

I 介護保険サービス利用料

＋

II 居住費及び食費

＋

III その他のサービス利用料

＝

合計